

令和4年度年末調整の改正内容

令和4年度の年末調整に関する主な改正内容をご紹介します。

1. 住宅ローン控除

(1) 適用期限の延長

令和7年12月31日まで（改正前：令和3年12月31日まで）。

なお、令和4年1月1日以後に居住した場合についての適用要件については(2)のとおり。

(2) 適用要件

① 控除期間

10年（改正前：13年）

但し、新築住宅等については引き続き13年

② 控除率

0.7%（改正前：1.0%）

③ 控除対象借入金残高

イ. 令和5年12月31日までに入居の場合 3,000万円

ロ. 令和7年12月31日までに入居の場合 2,000万円

※ 改正前：4,000万円

④ 適用対象者の所得要件

2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）

⑤ 適用除外

令和5年12月31日以前に取得等した、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋について、その取得した者のその年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その年については適用されない。

2. 社会保険料等控除の適用につき添付する控除証明書

(1) 給与等の支払を受ける者から「給与所得者の保険料控除申告書（以下、「申告書」）」に記載すべき事項を電子データで受領した場合には、控除証明書の書面による提出に代えて、この電子データを提供することが出来る。

(2) 給与等の支払を受ける者が社会保険料等控除の適用を受けるために、「申告書」に添付すべき控除証明書の範囲に、控除証明書の発行者から提供を受けた電子データを一定の方法により印刷した電磁的記録印刷書面が追加された。